

職場におけるハラスメント ～パワーハラ編～

先月号で、職場におけるハラスメントとして「セクハラ」について、ご説明しましたが、ハラスメントとは、「嫌がらせ」「いじめ」のことで、相手に不利益を与えたり、不快にさせたりすることです。たとえ本人に悪意がなかったとしても、された相手が不快に感じればハラスメントとなります。

今月号では、パワー・ハラスメント（以下パワーハラ）についてみていこうと思います

昨年6月に労働施策総合推進法（※）が改正され、パワーハラ防止に関する規定が盛り込まれたことで、日本で初めてパワーハラ防止に関する法律が成立しました。また、この改正を受け、同年12月にパワーハラの具体例などを盛り込んだ指針が示されました。さらに、この指針では、パワーハラの禁止および起きてしまった際の懲戒規程を就業規則に明記するなどのパワーハラ防止対策が企業に義務付けられました。

※労働施策総合推進法…正式名称は、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。長時間労働、女性や高齢者の就業、育児や介護等と仕事の両立などの解決のため講じるべき施策をうたっている。

<パワーハラの分類> ※下記にあてはまらないものもあり得る。

身体的な攻撃
殴る・蹴る・物を投げつける など

人間関係からの切り離し
自分の意に沿わない労働者に対し、別室に隔離する・集団で無視し、職場で孤立させる など

過小な要求
管理職の労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる・気に入らない労働者に嫌がらせのため仕事を与えない など

精神的な攻撃
人を否定する発言・相手の性的指向などに関する侮辱的な発言・必要以上に長時間にわたる叱責・他の労働者の前で大声で威圧的に叱責・罵倒するような内容のメールを複数の労働者に送信 など

過大な要求
長期間にわたり過酷な環境下で勤務に直接関係ない作業を命ずる・新規採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業務目標を課し、達成できなかったことを叱責する・業務と関係ない私的な雑用を強制的に行わせる など

個の侵害
職場外で監視・私物の写真撮影をする・性的指向や病歴などの個人情報をも本人の了承を得ず暴露する など

職場におけるパワーハラの発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーション不足も考えられます。信頼関係がなければ、何気なく言われた言葉でもパワーハラととらえられてしまう場合もあります。お互いの認識の違いがあるようであれば、コミュニケーションをよくとり、相手任せではなく、自分から行動し、問題の解決策を探しましょう。

また、パワーハラがなくなる背景に加害者が無意識にパワーハラを行っていることも考えられます。本人は「指導」「教育」「遊び心」と認識しており、その行為がパワーハラだと自覚していないケースも多くあります。すべての人が自分と同じ経験や価値観を持っているとはありえません。

「自分にできたものがなぜできないんだ」と新人に完璧に資料を作らせることは無茶ぶりにほかなりません。また、自分の悪ふざけを「本人も楽しんでいる」と思い込んでいるだけで、ただ上司に逆らえず愛想笑いをしていくだけの可能性もあります。

自分の価値観を周りに押し付けず、色々な意見を聞き、多様性を認めることが大切です。手を出していないからパワーハラではないということではありません。自分はパワーハラととらえられる行為をしていないか、今一度自身の思考傾向を振り返ってみましょう。

パワーハラの定義

下記3つをすべて満たすもの。

1. 優越的な関係を背景とした言動
(職務上の地位が上位の者・業務上必要な知識や経験を持った同僚または部下・同僚または部下の集団による行為など)
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
3. 労働者の就業環境が害されるもの

令和2年度犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

犬の登録と狂犬病予防集合注射を実施いたします。犬の登録は「犬の生涯に一回だけ」です。ただし、**狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません**。また、獣医師により、注射ができないと判断された場合は、動物病院で**狂犬病予防注射猶予証明書**を発行してもらい役場環境対策課へ提出してください。

また、**犬が死亡した場合や所有者や所在地に変更が生じた場合**もお手続きが必要です。

犬の登録および狂犬病予防集合注射日程

登録済の方は、案内はがきを送付しますので、必ず問診表に押しし当日持参してください。

実施日	場所	時間
4月10日(金)	利根町保健福祉センター車庫前	午前9時～9時15分
	早尾緑地広場 (わくわく広場とね店付近)	午前9時30分～10時10分
	もえぎ野台自然公園	午前10時30分～11時
	利根フレッシュタウン第3公園 (利根配水場(旧水道課)横)	午前11時20分～11時50分
	布川地区コミュニティセンター	午後1時～1時30分
4月12日(日)	利根ニュータウン風の公園 (ショッピングセンター付近)	午後1時45分～2時15分
	利根親水公園	午前8時50分～9時10分
	文間地区農村集落センター	午前9時30分～9時40分
	利根東部農村集落センター	午前10時～10時10分
	利根町生涯学習センター	午前10時30分～10時45分
	福木沖集会所	午前11時～11時10分
	利根町役場 玄関前	午前11時30分～正午 午後1時～2時30分

次の病院では、注射と同時に役場での手続き（登録、交付）が行うことができます。

病院名	住所	電話番号
もえぎの動物病院	利根町奥山643-1	68-8238
わかかさ動物病院	利根町横須賀655	68-7939
竜ヶ崎中央獣医科病院	龍ヶ崎市馴柴町785-2	64-3288

～集合注射時の料金のご案内～

新規登録の場合 5,400円(①+②+③)

登録済の場合 3,400円(②+③)

- ①登録手数料 2,000円
- ②狂犬病予防注射料 3,000円
- ③注射済票交付手数料 400円

※どちらの場合でも、つり銭のないようにご協力をお願いいたします。

集合注射時のお願い

1. フンなどの後始末をお願いします。
(なるべく事前に済ませておいてください)
2. 犬を抑えられる人が連れてきてください。
(暴れると注射ができません)
3. 犬の体調が悪い場合は、注射前に必ず、申し出てください。
4. はがき表面の**問診票に記載し**、飼い主欄の名前のあとに**押印**して、持参してください。
5. **開始時間に間に合うよう、余裕を持ってお越しください。**

※左記日程以外でも、各動物病院で狂犬病予防注射が受けられますので必ず実施してください。

その場合は、**注射済証明証を役場環境対策課へ必ず提出**してください。



問い合わせ先 役場環境対策課
☎68-2211 (内線244)

町の情報をアプリでチェック！マチイロアプリのご紹介

新着情報と連動したプッシュ通知機能や広報紙のオフライン閲覧、オリジナルコンテンツ配信など、さまざまな機能がある「マチイロ」アプリを、ぜひダウンロードして、いつでもどこでも、町の情報を手軽にチェックしてみましょう！

問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係
☎68-2211 (内線314)



ダウンロードは下のQRコードから

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担となります。

※広告が表示されますが、町とは何ら関係はありません。



android IOS